

- ・併せて、建設業等における関係法令の遵守を徹底する。
（7月14日以降、順次関係業界等に通知）
- ・都道府県を通じて、解体工事等を行う者へアスベストの取扱いについて注意喚起を行う。（7月14日、都道府県に通知）
- ・建材、建築物のメーカー団体に対し、アスベストを含有する建材等の情報の公開・提供を行うよう要請した。（8月12日、都道府県労働局、関係業界団体等に通知）
- ・都道府県に対して、労働局と合同で解体等現場への立入検査を実施するなど指導の徹底を依頼した。（8月1日、都道府県に通知）
- ・都道府県等を通じて、解体工事等におけるアスベスト飛散防止対策の徹底及び実施内容の掲示について指導する。
（8月9日、都道府県、業界団体等に通知）

イ. 解体後の廃棄物（廃アスベスト）に対する措置

- ・廃アスベスト等の適正処理の徹底を指示する。（7月12日、都道府県等に通知）
- ・廃アスベスト等の直近の排出量調査を実施する。（7月25日、調査を開始。10月末までに調査結果公表）
- ・産業廃棄物処理業者に対し、規制の周知徹底、作業従事者の安全確保徹底について注意を喚起する。（7月28日、業界団体等に通知）
- ・廃アスベスト等の適正処理を確保するため、関係する産業廃棄物処理業者に対する立入検査の強化、不適正処理事例への迅速な対策を指示する。（7月28日、都道府県等に通知）
- ・解体作業によるアスベスト廃棄物の発生情報が、廃棄物処理業者に確実に伝達されるよう、産業廃棄物処理委託契約書及び産業廃棄物管理票にアスベスト廃棄物である旨を記載するよう指示する。（8月22日に、都道府県等に通知）
- ・解体作業の発生箇所等情報が、環境保全部門に確実に伝達される方策について引き続き検討する。（9月までに検討。）